



11月27日に開かれた専門委員会

処遇改善加算の計画一本化

厚生労働省は、介護保険の事務負担を減らすため、保険の指定申請、報酬請求、指導監査の文書一押印が必要な文書を限

定したり、自治体の窓口に持参する手間を省いたりする。処遇改善加算と特定処遇改善加算の計画書も一本化する。

添付書類では原本証明は不要。人員配置の添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。指定の更新

は、来年度から、処遇改
善加算と特定処遇改

実に実行されるように、小規模事業所への支援や、周知徹底を図

勵を目指す。併せて、保管文書の電子化も検討する。（榎戸新一）

厚労省 介護文書削減へ具体策

今後の対応では、众
護サービスと予防サー
ビスについて、類似の
書類を一本化したり、
更新申請の日を集約一
度で済むようにし
たりすることなどを検
討する。

慮した内容に、国の様式を改める。
指導監査では、実地指導の際に、提出済みの文書を再度求めないように徹底する。パソコン上で書類を確認することも進める。

おり、指定申請報酬請求書と重複する項目が多いため、「介護サービス情報公表システム」の活用を検討する。項目を標準化し、ウェブ入力ができるよう整備する。来年度、枠組みを検討

申請は原則、郵送やメーリングによる提出とま

化する。2年目以降の手続きや、複数の事業を一手にトータルで運営していく。ICT化に関する問題は、まだ、ICT化に間に合っていない。

具体的策は「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間報告として、4日に公表された。文書を簡素化、標準化、ICT(情報通信技術)を活用して効率化を図る。今年度中に対応するものと、継続して検討するものに整理した。

<p>申請は原則、郵送やメールによる提出とする。</p> <p>今後の対応では、介護サービスと予防サービスについて、類似の書類を一本化したり、更新申請の日を集約して一度で済むようにしたりすることなどを検討する。</p> <p>報酬請求に関することは、来年度から、処遇改善加算と特定処遇改善加算の計画書を一本化し、新規格に与しの支援や、周知徹底を図る。</p>	<p>手手続きや、複数の事業を行なう介護事業所に配慮した内容に、国様式を改める。</p> <p>指導監査では、実地指導の際に、提出済みの文書を再度求めないよう徹底する。パソコン上で書類を確認することも進める。</p> <p>これらの具体策が着実に実行されるようになります。</p> <p>来年度、枠組みを検討し、2022年度の稼働を目指す。併せて、保管文書の電子化も検討する。</p>	<p>ICT化に開化する。2年目以降の手続きや、複数の事業を行なう介護事業所に配慮した内容に、国様式を改める。</p> <p>指導監査では、実地指導の際に、提出済みの文書を再度求めないよう徹底する。パソコン上で書類を確認することも進める。</p> <p>これらの具体策が着実に実行されるようになります。</p> <p>来年度、枠組みを検討し、2022年度の稼働を目指す。併せて、保管文書の電子化も検討する。</p>
---	--	---